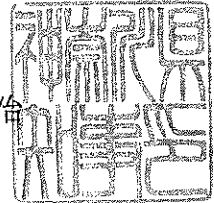


水第1722号
令和3年10月15日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、芦之湖漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



変更の内容

1 遊漁料の額および納付の方法ならびに遊漁承認証に関する事項

変更後				変更前			
第1条～第7条（略）				第1条～第7条（略）			
<p>(遊漁料の額および納付の方法)</p> <p>第8条 第2条に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、芦之湖漁業協同組合事務所（箱根町箱根561番地）、芦ノ湖水産センター（箱根町箱根184番地の1）、<u>組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）</u>、<u>その他組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき（一般売り）</u>、または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表のとおりとする。</p>				<p>(遊漁料の額および納付の方法)</p> <p>第8条 第2条に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、芦之湖漁業協同組合事務所（箱根町箱根561番地）、芦ノ湖水産センター（箱根町箱根184番地の1）、<u>その他組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき（店売り）</u>、または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表のとおりとする。</p>			
漁具漁法	魚種	期間	遊漁料	漁具漁法	魚種	期間	遊漁料
手釣り 竿釣り 曳縄釣り	やまめ、いな、ひめます、にじます、ブラウントラウト、わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス	1日	一般売り 1,500円	手釣り 竿釣り 曳縄釣り	やまめ、いな、ひめます、にじます、ブラウントラウト、わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス	1日	店売り 1,500円
			現場売り 3,000円				現場売り 3,000円
		1年	18,500円			1年	18,500円
2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規程にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。				2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規程にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。			
中学生、小学生および未就学の幼児			無料	中学生、小学生および未就学の幼児			無料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示したもの）	1日	一般売り 750円	現場売り 1,500円	身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示したもの）	1日	店売り 750円	
		9,250円				現場売り 1,500円	
	1年	9,250円			1年	9,250円	

<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p><u>2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(2)とする。</u></p> <p><u>3 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。</u></p> <p>第10条(略)</p> <p>(漁場監視員)</p> <p>第11条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は別記様式(3)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>第12条(略)</p> <p>附則</p> <p>1. この規則は、平成25年9月1日から施行する。</p> <p>2. この規則は、平成29年3月1日から施行する。</p> <p>3. この規則は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p><u>4. この規則は、令和○年○月○日から施行する。</u></p> <p>様式1 日券(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。</p> <p>第10条(略)</p> <p>(漁場監視員)</p> <p>第11条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>第12条(略)</p> <p>附則</p> <p>1. この規則は、平成25年9月1日から施行する。</p> <p>2. この規則は、平成29年3月1日から施行する。</p> <p>3. この規則は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>様式1 日券(略)</p> <p><u>日券(自動販売機用)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>遊漁承認証</p> <p>年 月 日</p> <p>遊漁者住所</p> <p>遊漁者氏名</p> <p>魚種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者</p> <p>芦之湖漁業協同組合 印</p> <p>No. _____</p> </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意事項</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> </div> </td> </tr> </table>	<p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>遊漁承認証</p> <p>年 月 日</p> <p>遊漁者住所</p> <p>遊漁者氏名</p> <p>魚種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者</p> <p>芦之湖漁業協同組合 印</p> <p>No. _____</p> </div>	<p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意事項</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> </div>
<p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>遊漁承認証</p> <p>年 月 日</p> <p>遊漁者住所</p> <p>遊漁者氏名</p> <p>魚種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者</p> <p>芦之湖漁業協同組合 印</p> <p>No. _____</p> </div>	<p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意事項</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> </div>		

年券（略）

様式2

芦之湖漁業協同組合		
芦之湖漁協	年券/日券	全魚種
有効期限		
0000年		
00月00日		写真

年券（略）

様式2

表		裏	
No. _____	注意事項		
漁場監視員証	1. 2. 3.		
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する			
氏名 _____			
生年月日 _____			
有効期間 _____			
発行者 _____			
芦之湖漁業協同組合	印		

様式3

表		裏	
No. _____	注意事項		
漁場監視員証	1. 2. 3.		
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する			
氏名 _____			
生年月日 _____			
有効期間 _____			
発行者 _____			
芦之湖漁業協同組合	印		